

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにして下さい。

Cランク問題……Cランク問題は、主に応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります。非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランクの問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養う目的の問題ですから、Bランクの問題を完全にマスターしてから取り組むようにして下さい。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業の前までに必ず消化するようにしましょう。

5. 特に指示のないものについては、次の事項を前提として解答して下さい。

- ① 当課税期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- ② 会計帳簿による経理は、すべて消費税及び地方消費税込みの金額により処理されている。
- ③ 特に指示のない当課税期間中に行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が、また、輸出取引等については、その証明書類がそれぞれ適正に保存されている。
- ④ 特に指示のない課税期間については、すべて課税事業者該当しているものとする。

- ⑤ 特段、断りのないものについては、国内取引に該当するものとし、軽減対象課税資産の譲渡等に係る取引はないものとする。
- ⑥ 特段、断りのないものについては、国内事業者が行った取引であり、国内事業者は国外に支店等を有さないものとし、また、国外事業者は国内に支店等を有さないものとする。
- ⑦ 特段、断りのないものについては、課税売上げについては割戻し、課税仕入れについては積上げにより計算するものとし、「(消費税額等××円)」とされるかっこ内の金額については、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書に記載された消費税額等(消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額)であるものとする。
- ⑧ 特段、断りのないものについては、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額及び仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額については割戻しにより計算するものとする。
- ⑨ 特段、断りのないものについては、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについてはないものとする。
- ただし、該当する場合には、すべてその税額控除に関する経過措置の規定の適用を受ける旨を帳簿に記載しており、仕入税額控除の対象になるものとする。
- ⑩ 特段、断りのないものについては、消費税額等の記載のない適格簡易請求書の交付を受けた課税仕入れ及び帳簿のみの保存で仕入れに係る消費税額の控除の規定の適用を受ける課税仕入れはないものとする。

6. 問題集に掲載されている問題

- ①個別問題……………個別の論点を押さえるための基本問題となります。テキストを確認後、必ず解答をして下さい。消費税法の計算の基礎となるものですから、繰り返し解き直しを行いきましょう。
- ②総合問題……………個別の論点を中心とした総合問題となります。
- 初めて解答する際には、各回の論点の総まとめ問題として答案用紙を利用して納付税額まで解答して下さい。
- テキストの内容を理解し、個別問題で練習を積んでから解答を行いきましょう。
- また、総合問題は以前の学習項目をまとめて確認することができるので、定期的に解き直しを行うことで効率よく学習を進めることができます。
- なお、解き直しに当たっては納付税額まで解答する必要はありませんが、仮計表までを作成し時間を有効に利用して繰り返し解答を行って下さい。

★印

問題集の★印は、本試験の出題可能性を考慮して、学習の優先順位が下がる項目の目安として付しています。学習の効率化を図るため、まずは★印のない項目を優先して復習してください。

目次

個別問題編

ランク 標準時間 チェック欄

消費税法の概要

問題 1	基本税額計算 1	A	10分			
問題 2	基本税額計算 2	A	7 分			

課税の対象

問題 3	国内において行うもの	B	1 分			
問題 4	国内において行うもの（資産の譲渡・貸付け）	B	2 分			
問題 5	国内において行うもの（役務の提供）	B	1 分			
問題 6	国内において行うもの （利子に対価とする金銭の貸付けなど）	B	1 分			
問題 7	事業者が事業として行うもの	B	2 分			
問題 8	対価を得て行うもの	B	1 分			
問題 9	資産の譲渡・貸付け及び役務の提供	B	3 分			

非課税

問題10	国内取引の非課税（土地）	B	2 分			
問題11	国内取引の非課税（有価証券）	B	1 分			
問題12	国内取引の非課税（利子）	B	1 分			
問題13	国内取引の非課税（保険料・保証料）	B	1 分			
問題14	国内取引の非課税（郵便切手類・物品切手等）	B	1 分			
問題15	国内取引の非課税（行政手数料・外国為替業務）	B	1 分			
問題16	国内取引の非課税（療養・医療）	B	1 分			
問題17	国内取引の非課税（身体障害者用物品、埋葬料・火葬料）	B	1 分			
問題18	国内取引の非課税（住宅）	B	3 分			
問題19	国内取引の非課税	B	2 分			

輸出免税等

問題20	輸取出引等に係る免税 1	B	3 分			
問題21	輸取出引等に係る免税 2	B	2 分			
問題22	まとめ問題 1	B	2 分			
問題23	まとめ問題 2	A	5 分			

控除対象仕入税額

問題24	控除対象仕入税額の計算（全額控除）	A	3分	
問題25	控除対象仕入税額の計算 （個別対応方式又は一括比例配分方式）	A	17分	

課税仕入れの範囲

問題26	課税仕入れの定義	B	3分	
問題27	課税仕入れの範囲	B	1分	

課税仕入れ等の時期

問題28	課税仕入れ等の時期（国内における課税仕入れ）	B	1分	
問題29	リース取引	B	3分	
問題30	課税仕入れ等の時期（課税貨物の引取り）	B	2分	
問題31	まとめ問題 1	B	4分	
問題32	まとめ問題 2	B	9分	

売上に係る対価の返還等・貸倒れが生じた場合

問題33	売上に係る対価の返還等 1	A	3分	
問題34	売上に係る対価の返還等 2	B	3分	
問題35	貸倒れに係る消費税額の控除 1	A	3分	
問題36	貸倒れに係る消費税額の控除 2	B	1分	
問題37	まとめ問題	B	9分	

課税売上割合

問題38	課税売上割合 1	A	4分	
問題39	課税売上割合 2	B	3分	
問題40	課税売上割合 3	B	3分	
問題41	課税売上割合 4	B	4分	

課税期間における課税売上高

問題42	課税期間における課税売上高	B	5分	
------	---------------	---	----	--

中間申告に係る納付税額の計算

問題43	中間申告に係る納付税額の計算	A	5分	
問題44	確定消費税額が増減した場合	B	10分	

仕入れに係る対価の返還等

問題45	仕入れに係る対価の返還等（全額控除）	A	3分			
問題46	仕入れに係る対価の返還等 （個別対応方式又は一括比例配分方式）	B	6分			
問題47	仕入れに係る対価の返還等 （現物による仕入返還等）	A	3分			
問題48	課税貨物の引取りに係る消費税額につき還付を受ける 場合（個別対応方式又は一括比例配分方式）	B	6分			

国境を越えた役務の提供

問題49	特定課税仕入れの判定	B	1分			
問題50	特定課税仕入れ	B	20分			

課税仕入れ等の分類

問題51	課税仕入れ等の分類（概要）	B	1分			
問題52	贈与・廃棄した課税資産	B	1分			
問題53	施設の建築費・借上料等	B	1分			
問題54	課税対象外取引のために要する課税仕入れ等	B	1分			
問題55	土地の売却に係る仲介手数料・土地造成費等	B	1分			
問題56	土地の購入に係る仲介手数料・土地造成費等	B	1分			
問題57	広告宣伝費・製造原価項目	B	1分			
問題58	まとめ問題	B	4分			
問題59	取引判定のまとめ	B	17分			

非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例

問題60	非課税資産の輸出取引等（具体的範囲）	B	2分			
問題61	非課税資産の輸出取引等（計算方法）	A	12分			
問題62	国外移送	A	3分			
問題63	まとめ問題	B	13分			

調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整

問題64	調整対象固定資産……………	B	8分			
問題65	転用した場合（控除）……………	A	4分			
問題66	転用した場合（加算）……………	A	4分			
問題67	転用した場合（まとめ問題）……………	A	4分			
問題68	課税売上割合が著しく変動した場合（加算）……………	A	13分			
問題69	課税売上割合が著しく変動した場合（控除）……………	A	13分			
問題70	調整対象固定資産の調整の有無……………	B	10分			
問題71	課税売上割合が著しく変動した場合（全額控除）……………	B	8分			
問題72	課税売上割合が著しく変動した場合（仕入れ等0）…	B	8分			

納税義務の免除

問題73	基準期間……………	A	5分			
問題74	基準期間における課税売上高……………	A	5分			
問題75	基準期間における課税売上高 （基準期間において免税事業者であった場合）……………	A	5分			
問題76	基準期間における課税売上高 （1月未満の端数を生じたとき）……………	A	2分			

特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例

問題77	特定期間……………	A	5分			
問題78	特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例…	B	10分			
問題79	まとめ問題……………	B	16分			

相続があった場合の納税義務の免除の特例

問題80	相続があった場合の納税義務の免除の特例1……………	A	6分			
問題81	相続があった場合の納税義務の免除の特例2……………	A	6分			
問題82	相続があった場合の納税義務の免除の特例3……………	B	11分			
問題83	まとめ問題……………	B	15分			

合併があった場合の納税義務の免除の特例

問題84	吸収合併があった場合 1	A	7 分			
問題85	吸収合併があった場合 2	A	9 分			
問題86	新設合併があった場合 1	A	9 分			
問題87	新設合併があった場合 2	A	9 分			
問題88	新設合併があった場合 3	A	9 分			
問題89	まとめ問題 I	B	8 分			
問題90	まとめ問題 II	B	18分			

取引区分等のまとめ

問題91	課税の対象のまとめ	B	5 分			
問題92	非課税のまとめ	B	5 分			
問題93	輸取出引等に係る免税のまとめ	B	4 分			
問題94	課税仕入れのまとめ	B	3 分			
問題95	課税仕入れ等の分類のまとめ	B	3 分			

総合問題編

		ランク	標準時間	チェック欄
第 1 問	個別対応方式又は一括比例配分方式 I（課税の対象・非課税） …	B	35分	
第 2 問	非課税資産の輸出等	B	45分	
第 3 問	調整対象固定資産に係る調整 I	B	50分	

個別問題編

問題 1 基本税額計算 1

ランク 標準時間
A 10分

次の各設問において、事業者の納付すべき又は還付される消費税額を、その計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答作成上、記入不要の部分には金額欄に「-」を記入しなさい。

また、計算にあたっては全額控除を前提とする。

適格請求書発行事業者に該当するものとして解答すること。

《設問 1》

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| (1) 商品売上高 | 293,500,000円 |
| (2) 商品仕入高 | 258,400,000円（消費税額等23,490,909円） |
| (3) 基準期間における課税売上高 | 250,000,000円 |

※ 設問 1 は次の解答欄をコピーしてご使用ください。

〔解 答 欄〕

《設問 1》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	円
金 額	

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

V 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	円
金 額	

《設問 2》

(1) 商品売上高	361,700,000円
(2) 商品仕入高	288,200,000円（消費税額等26,200,000円）
(3) 中間納付税額	980,000円
(4) 基準期間における課税売上高	340,000,000円

《設問 3》

(1) 商品売上高	266,400,000円（消費税額等24,218,181円）
(2) 商品仕入高	291,300,000円（消費税額等26,481,818円）
(3) 基準期間における課税売上高	230,000,000円

（注） 解答にあたっては、課税売上げ及び課税仕入れともに積上げにより計算するものとする。

《設問 4》

(1) 商品売上高	453,900,000円
(2) 商品仕入高	436,100,000円
(3) 中間納付税額	1,334,100円
(4) 基準期間における課税売上高	420,000,000円

（注） 解答にあたっては、課税売上げ及び課税仕入れともに割戻しにより計算するものとする。

※ 設問 2～4 は次の解答欄をコピーしてご使用ください。

〔解 答 欄〕

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円

問題 2 **基本税額計算 2**ランク 標準時間
A 7分

次の各設問において、事業者の納付すべき消費税額を、その計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答作成上、記入不要の部分には金額欄に「-」を記入しなさい。

また、計算にあたっては全額控除を前提とする。

適格請求書発行事業者に該当するものとして解答すること。

《設問 1》

1. 当課税期間の営業状況等は次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

① 商品売上高	72,000,000円
② 役務収益	26,000,000円
③ 機械売却収入	50,000,000円

(2) 支出に関する事項

① 商品仕入高	40,000,000円（消費税額等3,636,363円）
② 消耗品費	600,000円（消費税額等54,545円）
③ 水道光熱費	1,000,000円（消費税額等90,909円）

2. 当課税期間の消費税の中間納付税額は2,643,300円である。

3. 当課税期間の基準期間における課税売上高は32,000,000円である。

《設問 2》

1. 当課税期間の営業状況等は次のとおりである。

(1) 収入に関する事項

① 商品売上高	62,000,000円
② 備品売却収入	1,500,000円

(2) 支出に関する事項

① 商品仕入高	41,000,000円（消費税額等3,727,272円）
② 広告宣伝費	1,200,000円（消費税額等109,090円）
③ 車両購入支出	3,600,000円（消費税額等327,272円）

2. 当課税期間の基準期間における課税売上高は9,000,000円である。

※ 設問 1、2 は次の解答欄をコピーしてご使用ください。

〔解 答 欄〕

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	円
金 額	円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)
金 額	円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	円
金 額	円

VI 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	円
金 額	円

解 答 P.142

問題 3 国内において行うもの

ランク 標準時間
B 1分

次に掲げる取引のうち、「国内取引」に該当するものを選びなさい。

- (1) 内国法人が国内の店舗において商品を販売した場合
- (2) 内国法人が国外に所有する建物を売却した場合
- (3) 内国法人が国内に所有する事務所を貸し付けた場合
- (4) 内国法人が国外に所有する倉庫を貸し付けた場合
- (5) 外国法人の日本国内に所在する支店が日本国内で車の修理をした場合
- (6) 日本人講師が国外で講義を行った場合
- (7) 内国法人が国内で貨物を運送した場合

解 答 P.144

問題 4 国内において行うもの（資産の譲渡・貸付け）

ランク 標準時間
B 2分

次に掲げる取引のうち、「国内取引」に該当するものを選びなさい。

《設問 1》

- (1) 内国法人が国外の支店において電化製品を販売した場合
- (2) 内国法人が国外に所有しているビルを貸し付けた場合
- (3) 内国法人がフランスで登録している特許権を売却した場合
- (4) 内国法人が国内の取引先に対して有している貸付金を外国法人（非居住者）に売却した場合
- (5) 外国人（非居住者）の美術商が日本国内で骨董品を売却した場合
- (6) 外国法人が日本国内に所在する支店において衣類を販売した場合
- (7) 内国法人が国内で登録している特許権を外国法人（非居住者）に貸し付けた場合
- (8) 内国法人がアメリカに登録している商標権を国内の取引先に貸し付けた場合
- (9) 内国法人が国外の取引先に対して有している貸付金を外国法人（非居住者）に売却した場合
- (10) 内国法人が日本とアメリカの両国で登録している特許権を外国法人（非居住者）に貸し付けた場合
- (11) 内国法人が著作権を外国法人（非居住者）に貸し付けた場合

《設問 2》

- (1) 内国法人がゴルフ場利用株式（国外に所在するゴルフ場に係るもの）を国内の取引先に売却した場合
- (2) 内国法人が日本とアメリカの両国で登録している船舶を売却した場合
- (3) 外国法人が日本国内で登録している航空機を貸し付けた場合
- (4) 内国法人が国外に所在する鉱区に係る鉱業権を売却した場合
- (5) 外国法人が日本国内で登録している登録国債を売却した場合

解 答 P.144

問題 5 国内において行うもの（役務の提供）

ランク 標準時間
B 1分

次に掲げる取引のうち、「国内取引」に該当するものを選びなさい。

《設問 1》

- (1) 外国法人の日本国内に所在する支店が日本国内で車の修理をした場合
- (2) 日本人アーティストが国外で演奏した場合
- (3) 内国法人が国外で居住用住宅の建設工事を行った場合
- (4) 外国法人（非居住者）が内国法人の依頼に基づきインターネットのウェブサイト上に広告を掲載し、広告料を受け取った場合（電気通信利用役務の提供に該当する。）
- (5) 外国法人（非居住者）が国外の不動産管理を行い、不動産管理料を内国法人から収受した場合
- (6) 内国法人が国外の港から国内の港まで貨物を輸送した場合
- (7) 内国法人が他の内国法人からの依頼により海外での商品広告の企画立案、広告掲載及び管理を受託した場合（企画立案は国内で行い、広告掲載及び管理は国外で行っている。）

《設問 2》

- (1) 内国法人が他の内国法人からの依頼により国外の石油貯蔵施設の建設のための地質調査を行い、調査料を収受した場合（石油貯蔵施設の建設に必要な資材はすべて国外で調達されている。）
- (2) 保険業を営む内国法人が他の内国法人から保険料を収受した場合

解 答 P. 145

問題 6 国内において行うもの（利子を対価とする金銭の貸付けなど）

ランク 標準時間
B 1分

次に掲げる取引のうち、「国内取引」に該当するものを選びなさい。

- (1) 内国法人が外国銀行（非居住者）に預け入れていた預金の利子を収受した場合
- (2) 内国法人の国外支店が、国外にある外国銀行（非居住者）に預け入れていた預金の利子を収受した場合
- (3) 外国法人の日本国内に所在する支店が、日本国内の取引先に対して有している貸付金の利子を収受した場合
- (4) 内国法人が外国債に係る利子を収受した場合
- (5) 内国法人が国内の事業者が発行した社債に係る利子を収受した場合
- (6) 内国法人が外国法人（非居住者）に金銭を貸し付けたことにより利子を収受した場合

解 答 P. 145

問題 7 事業者が事業として行うもの

ランク 標準時間
B 2分

次に掲げる取引のうち、「事業者が事業として行うもの」又は「事業付随行為」に該当するものを選びなさい。

《設問 1》

- (1) 個人開業医が家庭で使っていたテレビを売却した場合
- (2) 商品販売業を営む個人事業者が不動産賃貸業を営んでいた父親から相続により取得した内国法人株式を売却した場合
- (3) 税理士が趣味で所有しているゴルフ場利用株式を売却した場合
- (4) 個人事業者が建物（店舗兼自宅）を売却した場合
- (5) 個人事業者が国内銀行に預け入れていた事業用資金の利息を収受した場合
- (6) 個人事業者が国内の取引先に対して事業用資金を貸し付けたことにより利子を収受した場合
- (7) 個人事業者が不要となった商品梱包用段ボールを売却した場合
- (8) 法人が不要となった備品を売却した場合
- (9) 税理士が顧問先から顧問料を収受した場合
- (10) 建設業を営む法人が建設資材の残材（鉄屑等）を売却した場合
- (11) 個人事業者が商品の配達用に使用していたトラックを売却した場合

★《設問 2》

- (1) 個人事業者が買掛金の返済のために自宅（居住用）を売却した場合
- (2) 食料品の卸売業を営む内国法人が自社ビルを売却した場合
- (3) 個人事業者が事業用の機械を購入するために趣味で所有していたオーディオを売却した場合

解 答 P.146

問題 8 対価を得て行うもの

ランク 標準時間
B 1分

次に掲げる取引のうち、「対価を得て行うもの」に該当するものを選びなさい。

- (1) 法人が得意先に電化製品を通常販売価額で販売した場合
- (2) 法人が得意先に備品を贈与した場合
- (3) 法人が得意先に乗用車を無償で貸し付けた場合
- (4) 法人が消費者に衣類を定価の半額で販売した場合
- (5) 個人事業者が食料品を廃棄した場合
- (6) 内国法人が商品を国に寄附した場合
- (7) 内国法人が商品を代金分割払いにて販売した場合
- (8) 内国法人が商品を消費者に原価割れで販売した場合

解 答 P. 146

問題 9 資産の譲渡・貸付け及び役務の提供

ランク 標準時間
B 3分

次に掲げる取引のうち、「課税対象取引」に該当するものを選びなさい。

《設問 1》

- (1) 法人が所有するトラックを売却した場合
- (2) 不動産業を営む法人が建物を販売した場合
- (3) 法人が寄附金を収受した場合
- (4) 法人が配当金を収受した場合
- (5) 個人事業者が趣味で所有していたゴルフセットを知人に売却した場合
- (6) 法人が国から補助金を収受した場合
- (7) 法人が中古の機械装置を売却した場合（売却損が生じている。）
- (8) 不動産業を営む法人が事務所の貸付けに伴い家賃を収受した場合
- (9) 法人が従業員に福利厚生施設を貸し付けたことに伴い使用料を収受した場合
- (10) 家具の販売業を主として営む個人事業者が事業の用に供していた建物を売却した場合
- (11) 法人が事故により損害賠償金を収受した場合
- (12) 法人が使用済みダンボールを売却した場合
- (13) 法人が自治体から助成金を収受した場合

《設問 2》

- (1) 同業者組合が組合員から通常会費を収受した場合
- (2) 内国法人が特許権（国内に登録されているもの）を無許可で国内の事業者で使用されたことに伴い、相手から権利使用料に相当する損害賠償金を収受した場合
- (3) 内国法人が寄附金を収受した場合
- (4) 内国法人が倉庫の貸付けに際し保証金（契約終了時に返還するもの）を収受した場合

- (5) ゴルフ場を経営する内国法人がクラブ施設利用料としての入会金（退会に際し返還しないもの）を収受した場合
- (6) スポーツクラブを経営する内国法人が会員から年会費を収受した場合
- (7) 内国法人が軽微な損害を受けた商品を加害者に引き渡し、その商品の販売価額に相当する損害賠償金を収受した場合（その商品はそのまま使用できる状態である。）
- (8) 内国法人が交通事故の加害者から損害賠償金を収受した場合
- (9) 内国法人が事務所の貸付けに際し権利金（契約終了時に返還しないもの）を収受した場合
- (10) 内国法人が所有する貸事務所について明渡しが遅滞したことにより賃借人から賃貸料に相当する損害賠償金を収受した場合
- (11) 内国法人が社葬を行った際に取引先より香典を収受した場合
- (12) 交通事故により運送中の商品が廃棄処分となったため、内国法人が加害者より通常の販売価額に相当する損害賠償金を収受した場合
- (13) 子会社に社員を出向させている親会社が、子会社から給与負担金を収受した場合
- (14) 内国法人が食料品を広告宣伝のために見本として消費した場合
- (15) 個人事業者が取引先の債務の保証を履行するために店舗を売却した場合
- (16) 個人事業者が食料品を廃棄した場合
- (17) 内国法人が所有する福利厚生施設を従業員に有償で利用させた場合
- (18) 人材派遣業を営む内国法人が人材派遣契約に基づき労働者の派遣料を収受した場合
- (19) 個人事業者が土地収用法の規定により自ら居住する住宅（土地付建物）を収用されたことに伴い対価補償金を収受した場合
- (20) 同業者団体が会員に対して会報を発行し、購読料を収受した場合

★《設問 3》

- (1) 内国法人が賃借している土地からの立退きに際して、賃貸人から立退料を収受した場合
- (2) 内国法人が商品販売に係る契約を行った後に取引先が契約を破棄したため、取引先から違約金を収受した場合
- (3) ホテルを経営する内国法人が宿泊の予約を取り消された際に、予約取消しに係る事務手数料を収受した場合
- (4) ホテルを経営する内国法人が、宿泊の予約が取り消されたため、キャンセル料として予約金を没収した場合
- (5) 内国法人が株式をその発行法人である内国法人に譲渡した場合（当該取引は相対取引により行われたものである。）
- (6) 内国法人が土地収用法の規定により土地を収用されたことに伴い、対価補償金を収受した場合
- (7) 内国法人が土地収用法の規定により土地を収用されたことに伴い、減少することとなる収益について収益補償金を収受した場合
- (8) 法人が損害の発生に伴い保険会社から保険金を収受した場合

個別解答編

問題 1 基本税額計算 1

解答

《設問 1》

I 納税義務の有無の判定

計	算	過	程	(単位：円)
250,000,000	>	10,000,000	∴ 納税義務あり	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計	算	過	程	(単位：円)
293,500,000	$\times \frac{100}{110}$	= 266,818,181	→ 266,818,000	
			金額	266,818,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計	算	過	程	(単位：円)	金額	
266,818,000	$\times 7.8\%$	= 20,811,804				20,811,804円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計	算	過	程	(単位：円)
23,490,909	$\times 78\%$	= 18,322,909		
			金額	18,322,909円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計	算	過	程	(単位：円)
20,811,804	-	18,322,909	= 2,488,895	→ 2,488,800
			金額	2,488,800円

V 納付税額の計算

【納付税額】

計	算	過	程	(単位：円)	金額	
2,488,800						2,488,800円

《設問 2》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
340,000,000 > 10,000,000	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
361,700,000 × $\frac{100}{110}$ = 328,818,181 → 328,818,000	
	金額 328,818,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
328,818,000 × 7.8% = 25,647,804		25,647,804円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
26,200,000 × 78% = 20,436,000	
	金額 20,436,000円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
25,647,804 - 20,436,000 = 5,211,804 → 5,211,800	
	金額 5,211,800円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
980,000		980,000円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
5,211,800 - 980,000 = 4,231,800		4,231,800円

《設問 3》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
230,000,000 > 10,000,000	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
266,400,000 - 24,218,181 = 242,181,819 → 242,181,000	
	金額 242,181,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
24,218,181 × 78% = 18,890,181		18,890,181円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
26,481,818 × 78% = 20,655,818	
	金額 20,655,818円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
20,655,818 - 18,890,181 = 1,765,637 (還付)	
	金額 1,765,637円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
		— 円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
		— 円

《設問 4》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
420,000,000 > 10,000,000	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
453,900,000 × $\frac{100}{110}$ = 412,636,363 → 412,636,000	
	金額 412,636,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
412,636,000 × 7.8% = 32,185,608		32,185,608円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
436,100,000 × $\frac{7.8}{110}$ = 30,923,454	
	金額 30,923,454円

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)
32,185,608 - 30,923,454 = 1,262,154 → 1,262,100	
	金額 1,262,100円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
1,334,100		1,334,100円

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
1,334,100 - 1,262,100 = 72,000 (還付)		72,000円

問題 2 基本税額計算 2

解答

《設問 1》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
$32,000,000 > 10,000,000$ ∴ 納税義務あり	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
$72,000,000 + 26,000,000 + 50,000,000 = 148,000,000$	
$148,000,000 \times \frac{100}{110} = 134,545,454 \rightarrow 134,545,000$	金額 134,545,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
$134,545,000 \times 7.8\% = 10,494,510$	10,494,510円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$3,636,363 + 54,545 + 90,909 = 3,781,817$	
$3,781,817 \times 78\% = 2,949,817$	金額 2,949,817円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$10,494,510 - 2,949,817 = 7,544,693 \rightarrow 7,544,600$	
	金額 7,544,600円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
2,643,300	2,643,300円

VI 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
$7,544,600 - 2,643,300 = 4,901,300$	4,901,300円

《設問 2》

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
9,000,000 ≤ 10,000,000	
適格請求書発行事業者に該当する	∴ 納税義務あり

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程	(単位：円)
62,000,000 + 1,500,000 = 63,500,000	
$63,500,000 \times \frac{100}{110} = 57,727,272 \rightarrow 57,727,000$	
	金額 57,727,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
$57,727,000 \times 7.8\% = 4,502,706$		4,502,706円

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$3,727,272 + 109,090 + 327,272 = 4,163,634$	
$4,163,634 \times 78\% = 3,247,634$	
	金額 3,247,634円

IV 差引税額の計算

【差引税額】

計 算 過 程	(単位：円)
$4,502,706 - 3,247,634 = 1,255,072 \rightarrow 1,255,000$	
	金額 1,255,000円

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
		— 円

VI 納付税額の計算

【納付税額】

計 算 過 程	(単位：円)	金額
1,255,000		1,255,000円

問題 3 国内において行うもの

解答

(1)、(3)、(5)、(7)

解説

(5) 役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、役務の提供が行われた場所により行う。

したがって、修理が行われる場所が日本国内であることから、「国内取引」に該当する。

問題 4 国内において行うもの（資産の譲渡・貸付け）

《設問 1》

解答

(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)

解説

(4)(9) 金銭債権の譲渡が国内において行われたかどうかの判定は、債権者の譲渡に係る事務所等の所在地により行う。

したがって、債権者の事務所等の所在地がいずれも国内であることから、「国内取引」に該当する。

(10) 特許権の貸付けが国内において行われたかどうかの判定は、その登録機関の所在地（2以上の国で登録している場合には、貸付者の住所地）により行う。

したがって、その貸付けを行う者の住所地が国内であることから、「国内取引」に該当する。

《設問 2》

解答

(2)、(3)、(5)

解説

(2) 登録のある船舶の譲渡が国内において行われたかどうかの判定は、その船舶の登録機関の所在地（2以上の国で登録している場合には、その登録機関のいずれか）により行う。

したがって、登録機関の所在地が国内であることから、「国内取引」に該当する。

問題 5 国内において行うもの（役務の提供）

《設問 1》

解答

(1)、(4)、(6)、(7)

解説

(4) 電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、その役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより行う。

したがって、役務の提供を受ける者（内国法人）の本店の所在地が国内であることから、「国内取引」に該当する。

(7) 他の内国法人から受託した国内における企画立案及び国外における広告掲載並びに管理が国内において行われたかどうかの判定は、国内と国外にわたって行われる役務の提供で役務提供地が明らかでないものに該当するため、その役務提供者の事務所等の所在地により行う。

したがって、その役務提供者の事務所等の所在地が国内にあることから、「国内取引」に該当する。

《設問 2》

解答

(2)

解説

(1) 生産設備等の建設、製造に関し、専門的な知識を必要とする調査、企画、立案などに係る役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、その生産設備等の建設に必要な資材の大部分が調達される場所により行う。

したがって、その資材の調達される場所が国外であることから、「国外取引」に該当する。

問題 6 国内において行うもの（利子を対価とする金銭の貸付けなど）

解答

(1)、(3)、(4)、(5)、(6)

解説

利子を対価とする金銭の貸付けなどが国内において行われたかどうかの判定は、その貸付けなどに係る事務所等の所在地により行う。

問題 7 事業者が事業として行うもの

《設問 1》

解答

(4)店舗部分のみ、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)

《設問 2》

解答

(2)

解説

(1)(3) 個人事業者が家事用資産を譲渡した場合には、たとえその譲渡が事業のために行われるものであっても、「事業者が事業として行うもの」には該当しない。

問題 8 対価を得て行うもの

解答

(1)、(4)、(7)、(8)

問題 9 資産の譲渡・貸付け及び役務の提供

《設問 1》

解答

(1)、(2)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)

解説

(10) 個人事業者が事業の用に供していた建物を売却した場合は、事業付随行為に該当し、「課税対象取引」となる。

《設問 2》

解答

(2)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(15)、(17)、(18)、(20)

解説

(2) 損害賠償金という名目で収受するものであっても、実質的に国内の事業者への特許権の貸付けの対価に該当することから、「課税対象取引」となる。

(7)(8) 損害賠償金のうち、心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取るものは、資産の譲渡等に伴い受け取る対価とは異なるため、原則として課税の対象とはならない。

ただし、損害賠償金という名目で収受するものであっても、実質的に資産の譲渡等の対価に該当するものについては、課税の対象となる。

したがって、(7)については「課税対象取引」、(8)については「課税対象外取引」となる。

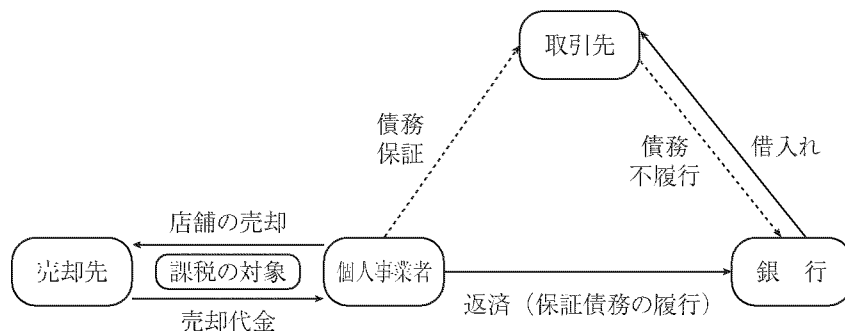
- (10) 損害賠償金という名目で収受するものであっても、実質的に賃借人への事務所の貸付けの対価に該当することから、「課税対象取引」となる。
- (12) 商品が廃棄処分されており、資産の譲渡が行われていないことから、「課税対象外取引」となる。
- (15) 消費税法上、事業として対価を得て行われる資産の譲渡は、その原因を問わず課税の対象となる。

したがって、保証債務の履行をするために資産の譲渡が行われた場合であっても、事業として対価を得て行われた資産の譲渡に該当し、「課税対象取引」となる。

なお、銀行に現金で保証債務を履行したときには、その行為は単なる債務の弁済にすぎず、「課税対象外取引」となる。

図解

(15)



- (17) 事業者がその有する宿舍、宿泊所、集会所、体育館、食堂その他の施設を対価を得て役員又は使用人等に利用させる行為は、資産の貸付けに該当するため「課税対象取引」となる。
- (19) 収用により補償金を取得するということは、実質的には、国に対して土地などを売却し、その対価として補償金を取得することであり、資産の譲渡と何ら変わらないことから課税の対象となる。

しかし、個人事業者が自ら居住する住宅（土地付建物）を収用された場合には、その行為は家事用資産の譲渡であり、事業として行うものではないため、「課税対象取引」には該当しない。

《設問3》

解答

(3)、(6)